

特許庁長官意見照会に係る意見徴求書

平成 年 月 日

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税定率法第 2 1 条の 4 第 1 項に規定する特許庁長官への意見を求める請求がありましたので、関税定率法施行令第 61 条の 11 第 2 項の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日